

新旧対照表及び定款変更の理由を記載した書類

1. 新旧対照表

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
(事業) 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① 高齢世帯・独居世帯に関する調査事業 ② 住環境を含め生活環境に関する啓発事業および解決に向けた実施事業 ③ 地域の見回り、安全パトロール事業 ④ 空家、空地の維持管理事業 (2) その他の事業 ①一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬事業 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする	(事業) 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① 高齢世帯・独居世帯に関する調査事業 ② 住環境を含め生活環境に関する啓発事業および解決に向けた実施事業 ③ 地域の見回り、安全パトロール事業 ④ 空家、空地の維持管理事業 (2) その他の事業 ①一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬事業 <u>②貨物利用運送事業及び一般貨物自動車運送事業</u> 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする

2. 定款変更の理由

特定非営利活動に係る事業の中で、高齢世帯及び独居世帯に向けての安全で健全な生活環境づくりの提案支援を行っておりますが、それぞれが望む転居等を有意義なものにするため、自社で高齢世帯及び高齢の独居者の転居等ができる事業を行います。

現在までは、転居される荷主が直接業者へ依頼し、搬出当日に私たちが補助をして社会貢献できるよう努力し解決してまいりましたが、外注にあたる費用が高額な為どうしても経済的に困窮されている方々の助けには至っておりません。

また、高齢者の荷主と業者の打ち合わせ時に意思疎通が出来ていなかった事か

ら、予定と異なる日に業者が訪問したため、荷主及び業者双方に混乱が生じ、当日の作業を進めることが出来なかった事も多々発生しておりました。

また、真逆に、私たちが補助する前提でスタッフ等を手配していても、その日に業者が来なかったために負担が生じる事もありました。

以上のことから正確にスムーズに無駄が生じず目的達成できる方法を検討した結果、また他者からの運送を請け負う可能性もあることから、貨物利用運送事業及び一般貨物自動車運送事業を追加するため。

特定非営利活動法人リリーフネット 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人リリーフネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市古市町 1700 番地に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を奈良県天理市庵治町 746-1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子供から高齢者まですべての人が、いきいきと自分らしく生活していくことができるための、さまざまな支援を行うことにより、増え続ける犯罪を未然に防止し、安心して暮らすことができる社会の実現と、老後を安全に健やかに暮らせる環境を保てるように、会員各自の能力を活用して社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 消費者の保護を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 高齢世帯・独居世帯に関する調査事業

- ② 住環境を含め生活環境に関する啓発事業および解決に向けた実施事業
- ③ 地域の見回り、安全パトロール事業
- ④ 空家、空地の維持管理事業

(2) その他の事業

- ① 一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬事業
- ② 貨物利用運送事業及び一般貨物自動車運送事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力していただける個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上5人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日

から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限り）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28号の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 抛出金品の不返還

(抛出金品の不返還)

第54条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 片 山 雅 之

副理事長 西 田 章 孝

副理事長 福 井 實

監事 榎 木 雅 之

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 2000円 正会員会費 3000円（1年間分）

(2) 賛助会員入会金 10000円 賛助会員会費 20000円（1年間分）

(3) ボランティア会員入会金 0円 ボランティア会員会費 0円（1年間分）

平成28年 1月30日 改正

平成29年 3月25日 改正

平成30年 4月25日 改正

令和 3年 5月 1日 改正

令和 年 月 日 改正

2026年度 事業計画及び活動予算書

(2026年4月1日から2027年3月31日まで)

特定非営利活動法人リリーフネット

1.事業の計画

高齢世帯・独居世帯に関する調査事業につきましては、地域包括支援センター様や介護支援者様等のご意見を拝聴しながら、弊社が行える事業相談窓口を開設しさまざまなイベント等での発信に力を注ぎ活動に繋げていく

昨年度は住環境を含め生活環境に関する啓発事業および解決に向けた実施事業につきましては、ご利用者様の立場に立ちできる限り寄り添った作業を行えるように、社内教育に力を入れた1年となりました。その結果ご自身では解決出来ない住環境問題等の解決に向けた活動ができましたので、本年度も同様に必要とされるように努力します。

地域の見回り、安全パトロール事業につきましては、地域の危険箇所を見つける活動を主に行っています、色々な人の立場になって地域や居住空間等を安全で快適に過ごせる様に日々活動をさせていただいております。本年度も引き続き同様の活動を実施致します

空家・空地の維持管理事業につきましては、敷地内の樹木の剪定や除草作業をメインに多数ご依頼頂きます、ご自身では危険を伴うこともございますし、樹木の枝や雑草等のお隣様への越境問題にもなりうることでありますので、本年度は気軽にご相談頂ける窓口を設置することやいかに皆様に周知していくかを課題にします

2.事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

支出計: 33,152

定款の事業名					
高齢世帯・独居世帯に関する調査事業					
事業内容	地域包括支援センターや介護支援者の方達に同行し、高齢世帯・独居世帯の実情調査				
実施日時	毎月10日と25日	従業者の人数	2名/1回	支出額(千円)	270
実施場所	奈良県内	受益対象者の範囲及び人数	必要とされる方		

定款の事業名					
住環境を含め生活環境に関する啓発事業および解決に向けた実施事業					
事業内容	安全で健全な生活環境づくりの提案、支援を行う（物屋敷・ゴミ屋敷問題の解決と予防また転倒、転落等の室内事故のない環境づくりを実施）				
実施日時	不定期 依頼状況等による	従業者の人数	都度状況により変動	支出額(千円)	29,243
実施場所	概ね奈良県内（県外の対応あり）	受益対象者の範囲及び人数	必要とされる方		

定款の事業名					
地域の見回り、安全パトロール事業					
事業内容	地域の危険個所の把握と認識、その改善方法、安全対策、防犯対策の啓発を行政や地域住民と連携して行う				
実施日時	毎月10日と25日	従業者の人数	2名/1回	支出額(千円)	280
実施場所	奈良県内	受益対象者の範囲及び人数	必要とされる方		

定款の事業名					
空家、空地の維持管理事業					
事業内容	空家・空スペースの管理業務、活用に向けた、荷物（残置物）の片付け処理や整理・販売・貸付（サブリースを含む）・専門業者の紹介				
実施日時	毎月1日と20日と依頼時	従業者の人数	2名/1回	支出額(千円)	3,359
実施場所	奈良県内	受益対象者の範囲及び人数	必要とされる方		

定款の事業名					
事業内容					
実施日時		従業者の人数		支出額(千円)	0
実施場所		受益対象者の範囲及び人数			

(2)その他の事業

支出計: 8,511

定款の事業名					
一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬事業					
事業内容	もの屋敷・ゴミ屋敷問題の解決や空家・空きスペース等の残置物の処理運搬を行う。＊県内の許可業者との連携で法令遵守が可能になる				
実施日時	不定期 依頼状況等による	従業者の人数	都度状況により変動	支出額(千円)	8,511
実施場所	奈良県内	受益対象者の範囲及び人数	必要とされる方		

定款の事業名					
貨物利用運送事業及び一般貨物自動車運送事業					
事業内容	実施なし				
実施日時		従業者の人数		支出額(千円)	0
実施場所		受益対象者の範囲及び人数			

2026年度 活動予算書
2026年 4月 1日から2027年 3月31日まで

特定非営利活動法人リリーフネット
(単位: 円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		30,000
賛助会員受取会費	100,000		100,000
2. 事業収益			0
住環境を含め生活環境に関する啓発事	59,880,838		59,880,838
空家・空地の維持管理事業	4,272,331		4,272,331
3. その他収益			0
一般廃棄物及び産業廃棄物収集業		10,649,436	10,649,436
受取利息	6,053		6,053
雑収益	282,427		282,427
経常収益計	64,571,649	10,649,436	75,221,085
II 経常費用			
1. 事業費			
外注費	7,990,399	3,952,000	11,942,399
廃棄物処分費		3,802,363	3,802,363
家電リサイクル費	1,217,050		1,217,050
供養等費用	60,000		60,000
(1) 人件費			
給料手当(事業)	4,344,000	0	4,344,000
人件費計	4,344,000	0	4,344,000
(2) その他経費			
売上 原価(事業)	7,908,191		7,908,191
印刷製本費(事業)	6,366		6,366
会 議 費(事業)	1,214,360	13,525	1,227,885
旅費交通費(事業)	8,343,934		8,343,934
車 両 費(事業)	843,551	500,604	1,344,155
消耗品 費(事業)	936,815	242,979	1,179,794
支払手数料(事業)	4,950	300	5,250
雑 費(事業)	282,859	0	282,859
その他経費計	19,541,026	757,408	20,298,434
事業費計	33,152,475	8,511,771	41,664,246
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	13,659,180		13,659,180
法定福利費	2,316,362		2,316,362
福利厚生費	1,866,028		1,866,028
人件費計	17,841,570		17,841,570
(2) その他経費			
会 議 費	529,512		529,512
旅費交通費	345,464		345,464
車 両 費	1,638,156		1,638,156
通信運搬費	34,173		34,173
消耗品 費	869,759		869,759
水道光熱費	231,823		231,823
地代 家賃	3,848,640		3,848,640
広告宣伝費	2,675,784		2,675,784
接待交際費	742,110		742,110
新聞図書費	51,460		51,460
保 険 料	1,595,930		1,595,930
諸 会 費	145,638		145,638
リース 料	92,400		92,400
租税 公課	290,380		290,380
支払手数料	83,541		83,541
雑 費	152,061		152,061
その他経費計	13,326,831		13,326,831
管理費計	31,168,401		31,168,401
経常費用計	64,320,876	8,511,771	72,832,647
当期経常増減額	250,773	2,137,665	2,388,438
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
.....	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
.....	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	2,137,665	▲ 2,137,665	0
当期正味財産増減額	2,388,438	0	2,388,438
前期繰越正味財産額			1,350,821
次期繰越正味財産額			3,739,259

2027年度 事業計画及び活動予算書

(2027年4月1日から2028年3月31日まで)

特定非営利活動法人リリーフネット

1.事業の計画

高齢世帯・独居世帯に関する調査事業につきましては、地域包括支援センター様や介護支援者様等のご意見を拝聴しながら、弊社が行える事業相談窓口を開設しさまざまなイベント等での発信に力を注ぎ活動に繋げていく
昨年度は住環境を含め生活環境に関する啓発事業および解決に向けた実施事業につきましては、ご利用者様の立場に立ちできる限り寄り添った作業を行えるように、社内教育に力を入れた1年となりました。その結果ご自身では解決出来ない住環境問題等の解決に向けた活動ができましたので、本年度も同様に必要とされるように努力します。
地域の見回り、安全パトロール事業につきましては、地域の危険箇所を見つける活動を主に行っています、色んな人の立場になって地域や居住空間等を安全で快適に過ごせる様に日々活動をさせていただいております。本年度も引き続き同様の活動を実施致します
空家・空地の維持管理事業につきましては、敷地内の樹木の剪定や除草作業をメインに多数ご依頼頂きます、ご自身では危険を伴うこともございますし、樹木の枝や雑草等のお隣様への越境問題にもなりうることでありますので、本年度は気軽にご相談頂ける窓口を設置することやいかに皆様に周知していくかを課題にします

2.事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

支出計: 33,152

定款の事業名					
高齢世帯・独居世帯に関する調査事業					
事業内容	地域包括支援センターや介護支援者の方達に同行し、高齢世帯・独居世帯の実情調査				
実施日時	毎月10日と25日	従業者の人数	2名/1回	支出額(千円)	270
実施場所	奈良県内	受益対象者の範囲及び人数	必要とされる方		

定款の事業名					
住環境を含め生活環境に関する啓発事業および解決に向けた実施事業					
事業内容	安全で健全な生活環境づくりの提案、支援を行う（物屋敷・ゴミ屋敷問題の解決と予防また転倒、転落等の室内事故のない環境づくりを実施）				
実施日時	不定期 依頼状況等による	従業者の人数	都度状況により変動	支出額(千円)	29,243
実施場所	概ね奈良県内（県外の対応あり）	受益対象者の範囲及び人数	必要とされる方		

定款の事業名					
地域の見回り、安全パトロール事業					
事業内容	地域の危険個所の把握と認識、その改善方法、安全対策、防犯対策の啓発を行政や地域住民と連携して行う				
実施日時	毎月10日と25日	従業者の人数	2名/1回	支出額(千円)	280
実施場所	奈良県内	受益対象者の範囲及び人数	必要とされる方		

定款の事業名					
空家、空地の維持管理事業					
事業内容	空家・空スペースの管理業務、活用に向けた、荷物（残置物）の片付け処理や整理・販売・貸付（サブリースを含む）・専門業者の紹介				
実施日時	毎月1日と20日と依頼時	従業者の人数	2名/1回	支出額(千円)	3,359
実施場所	奈良県内	受益対象者の範囲及び人数	必要とされる方		

定款の事業名					
事業内容					
実施日時		従業者の人数		支出額(千円)	0
実施場所		受益対象者の範囲及び人数			

(2)その他の事業

支出計: 9,111

定款の事業名					
一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬事業					
事業内容	もの屋敷・ゴミ屋敷問題の解決や空家・空きスペース等の残置物の処理運搬を行う。＊県内の許可業者との連携で法令遵守が可能になる				
実施日時	不定期 依頼状況等による	従業者の人数	都度状況により変動	支出額(千円)	8,511
実施場所	奈良県内	受益対象者の範囲及び人数	必要とされる方		

定款の事業名					
貨物利用運送事業及び一般貨物自動車運送事業					
事業内容	施設への入所やお引越しに伴う家財等の運搬を行う。それぞれの方が望む転居が可能になり、さまざまなトラブルに巻き込まれることなく、スムーズに無駄なく目的を達成できるように活動する				
実施日時	不定期 依頼状況等による	従業者の人数	都度状況により変動	支出額(千円)	600
実施場所	概ね奈良県内	受益対象者の範囲及び人数	必要とされる方		

2027年度 活動予算書
2027年 4月 1日から2028年 3月31日まで

特定非営利活動法人リリーフネット
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		30,000
賛助会員受取会費	100,000		100,000
2. 事業収益			0
住環境を含め生活環境に関する啓発事業	59,880,838		59,880,838
空家・空地の維持管理事業	4,272,331		4,272,331
3. その他収益			0
一般廃棄物及び産業廃棄物収集業		10,649,436	10,649,436
貨物利用運送事業及び一般貨物自動車運送事業			0
受取利息	6,053		6,053
雑収益	282,427		282,427
経常収益計	64,571,649	10,649,436	75,221,085
II 経常費用			
1. 事業費			
外注費	7,990,399	3,952,000	11,942,399
廃棄物処分費		3,802,363	3,802,363
家電リサイクル費	1,217,050		1,217,050
供養等費用	60,000		60,000
(1) 人件費			
給料手当 (事業)	4,344,000	0	4,344,000
人件費計	4,344,000	0	4,344,000
(2) その他経費			
売上 原価 (事業)	7,908,191		7,908,191
印刷製本費 (事業)	6,366		6,366
会議 費 (事業)	1,214,360	213,525	1,427,885
旅費交通費 (事業)	8,343,934		8,343,934
車両 費 (事業)	843,551	700,604	1,544,155
消耗品 費 (事業)	936,815	442,979	1,379,794
支払手数料 (事業)	4,950	300	5,250
雑 費 (事業)	282,859	0	282,859
その他経費計	19,541,026	1,357,408	20,898,434
事業費計	33,152,475	9,111,771	42,264,246
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	13,659,180		13,659,180
法定福利費	2,316,362		2,316,362
福利厚生費	1,866,028		1,866,028
人件費計	17,841,570		17,841,570
(2) その他経費			
会議 費	529,512		529,512
旅費交通費	345,464		345,464
車両 費	1,638,156		1,638,156
通信運搬費	34,173		34,173
消耗品 費	869,759		869,759
水道光熱費	231,823		231,823
地代 家賃	3,848,640		3,848,640
広告宣伝費	2,675,784		2,675,784
接待交際費	742,110		742,110
新聞図書費	51,460		51,460
保 険 料	1,595,930		1,595,930
諸 会 費	145,638		145,638
リース 料	92,400		92,400
租税 公課	290,380		290,380
支払手数料	83,541		83,541
雑 費	152,061		152,061
その他経費計	13,326,831		13,326,831
管理費計	31,168,401		31,168,401
経常費用計	64,320,876	9,111,771	73,432,647
当期経常増減額	250,773	1,537,665	1,788,438
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
.....	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
.....	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	1,537,665	▲ 1,537,665	0
当期正味財産増減額	1,788,438	0	1,788,438
前期繰越正味財産額			3,400,059
次期繰越正味財産額			5,188,497